

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第
27号)第2条第16項に規定する法人番号がある
場合は、記載すること。)
担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載するこ
と。)

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)の
で、次のとおり届け出ます。

- 1 電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる
電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)
- 2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又
は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人 の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏 名)	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス(担当部署 がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる 電話番号及び電子メールアドレスを記載する こと。)	

- 3 業務区域及び基礎的電気通信役務に係る業務区域
注1 下記(1)の事項を記載すること。
2 法第117条第1項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記
載すること。
3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記
(2)の事項を記載すること(ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合
は記載を要しない。)

4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること(ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)

5 基礎的電気通信役務(法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下この様式において同じ。)を提供する場合にあつては、併せて下記(4)の事項を記載すること。

(1) 提供区域

注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域(いわゆるサービスエリア)を記載すること。

2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 国際電気通信役務を提供する場合(本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。)にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

(2) 利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電 気 通 信 事 業 者 名	接 続 の 場 所

注1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

(4) 基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

注1 基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域(いわゆるサービスエリア)を記載すること。

2 地域単位区域については、市町村(特別区を含む。以下この注において同じ。)を単位とし、当該業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村を記載すること。

3 複数の基礎的電気通信役務を提供する場合にあつては、基礎的電気通信役務の区分(第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基

礎的電気通信役務にあつては、第4条第3項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。)ごとに記載すること。

4 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設 置 の 区 域	種 類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設 置 の 区 間		種 類
始 点	終 点	

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

設 置 の 区 域	種 類

注1「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区)を単位として記載すること。

3 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数を記載すること。

当該設備が無線設備の場合であつて、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。

(1) 予定する周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムに使用する場合

(2) 予定する周波数の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合

5 法第117条第1項の認定を受ける場合(電気通信事業の一部の認定を受ける場合に

限る。)にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

6 伝送路設備以外の電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

7 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例による。

5 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

注 「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。

6 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。